

保 健 だ よ り

令和 3 年 1 月 25 日 ~1 月号~

練馬区立北町中学校 保健室



東京都に緊急事態宣言が発令され 3 週間がたちました。今も医療従事者など最前線で戦っている人がたくさんいます。実感がわかない人も多いと思いますが、すでに通常医療に影響が出る程、医療現場はひっ迫しています。

「自分自身が感染しない・広げないための行動をする」ということが唯一私たちにできることです。マスク・手洗い・リ-シャルディスツ・健康観察の徹底を引き続きお願いします。

1/14 (木) 教室の換気状況（二酸化炭素濃度）の検査をしました

☆教室が締め切られて換気が不十分だと二酸化炭素濃度が高まります☆

		授業開始 10 分後	授業開始 25 分後
昨年	教室 A	2000ppm	2400ppm
今年	教室 B	2500ppm	2700ppm
昨年	教室 C	900ppm	800ppm
今年	教室 D	1050ppm	900ppm

※二酸化炭素の濃度は ppm という単位で表します

昨年度と比較すると、室内の二酸化炭素濃度が低く、換気がきちんと行われていることがわかります。

- ①天窓を開ける（最低 10cm）
- ②開けているドア・窓が対角線上になるようにする
- ③換気扇を回す
- ④休み時間は一度、ドアと窓を全開にする



この 4 つができるいると、教室内の空気は常に換気され、感染症対策としても学習環境としても良好な環境を維持できます。



身の回りの二酸化炭素(CO₂)濃度

CO ₂ 濃度	測定場所
450ppm	外気
1100ppm	映画館
3800ppm	かなり混んだ地下鉄車両内
5000ppm	閉め切った自動車内

(東京消防庁資料より)



二酸化炭素濃度が 2500ppm を超えると、集中力に支障をきたすという研究結果もあります。感染症予防だけでなく、学習環境を整えるという意味でも積極的に換気をするようにしましょう！

新型コロナウイルス感染症対応に関する登校の判断について

「感染予防のため体調不良の場合は登校させない」「学校で具合が悪くなった場合は休ませずに早退させる」ということは皆様のご協力のおかげで徹底されておりますが、ご家族の体調不良等でお子様の登校の判断についてお問合せいただくことが多くなりましたので、本校の登校の判断基準について、下記の通りお知らせさせていただきます。ご協力よろしくお願ひいたします。

登校の判断

1	同居するご家族が濃厚接触者と判断され、保健所（勤務先）から2週間の自宅待機となった場合	生徒本人に症状がなければ通常の生活を行ってかまいません。ただし、毎日の検温と健康観察を徹底してください。この場合も必ず学校へご連絡をお願いいたします。保護者の方の判断で欠席する場合は出席停止いたします。 (濃厚接触者は感染者ではないので、濃厚接触者と接触した人は濃厚接触者にはならない練馬区HPより)
2	同居するご家族に発熱者がいる場合	同居しているご家族の方に発熱等の風邪症状がみられる場合などは登校を見合わせてください。ご家族の方の症状が改善されるまで出席停止いたします。
3	同居するご家族の感染が疑われる場合	参考:「感染が蔓延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときにも出席停止の措置をとる。」
4	同居するご家族が陽性者となった場合	文科省 学校運営のガイドライン
5	生徒本人が発熱等の風邪症状や体調不良がある場合	感染拡大防止のため、登校は見合わせてください。 学校保健安全法第19条に基づき出席停止いたします。
6	生徒本人がPCR検査を受けた場合	登校できません。結果が判明するまで出席停止となります。結果が陰性と判明してから登校させてください。
7	生徒本人が濃厚接触者と判断された場合	登校できません。最終接触日の翌日から起算して14日間または保健所の指示する期間は出席停止になります。